

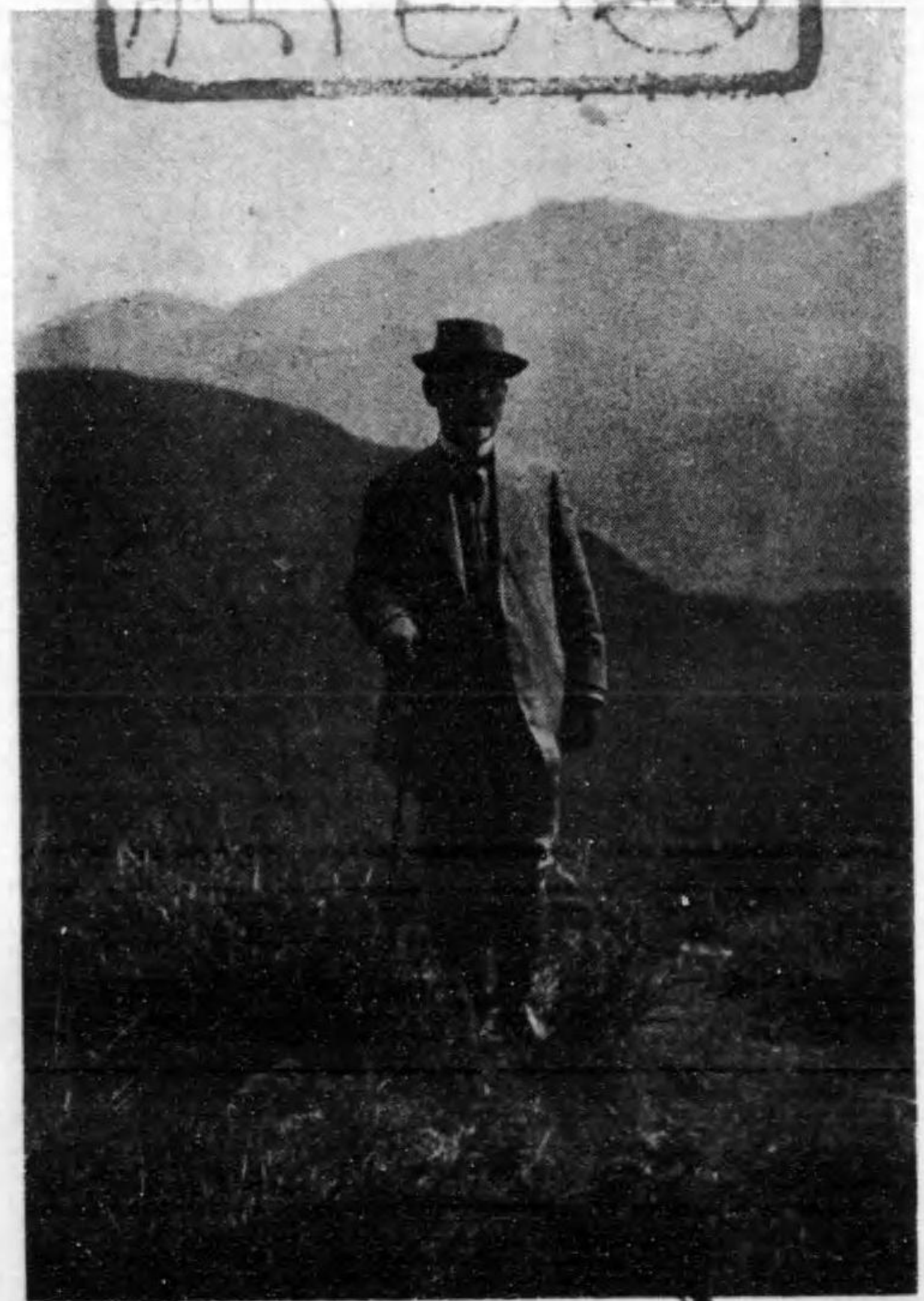
35
254

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



路過層巒疊峰間。
 絕巔稍覺近仙寰。
 忽看當面遙青出。
 雲霧新高一帶山。
 (棲霞)



官長4 後9.險探山高
 內交

35-254

日本植民論

男爵 後藤新平述

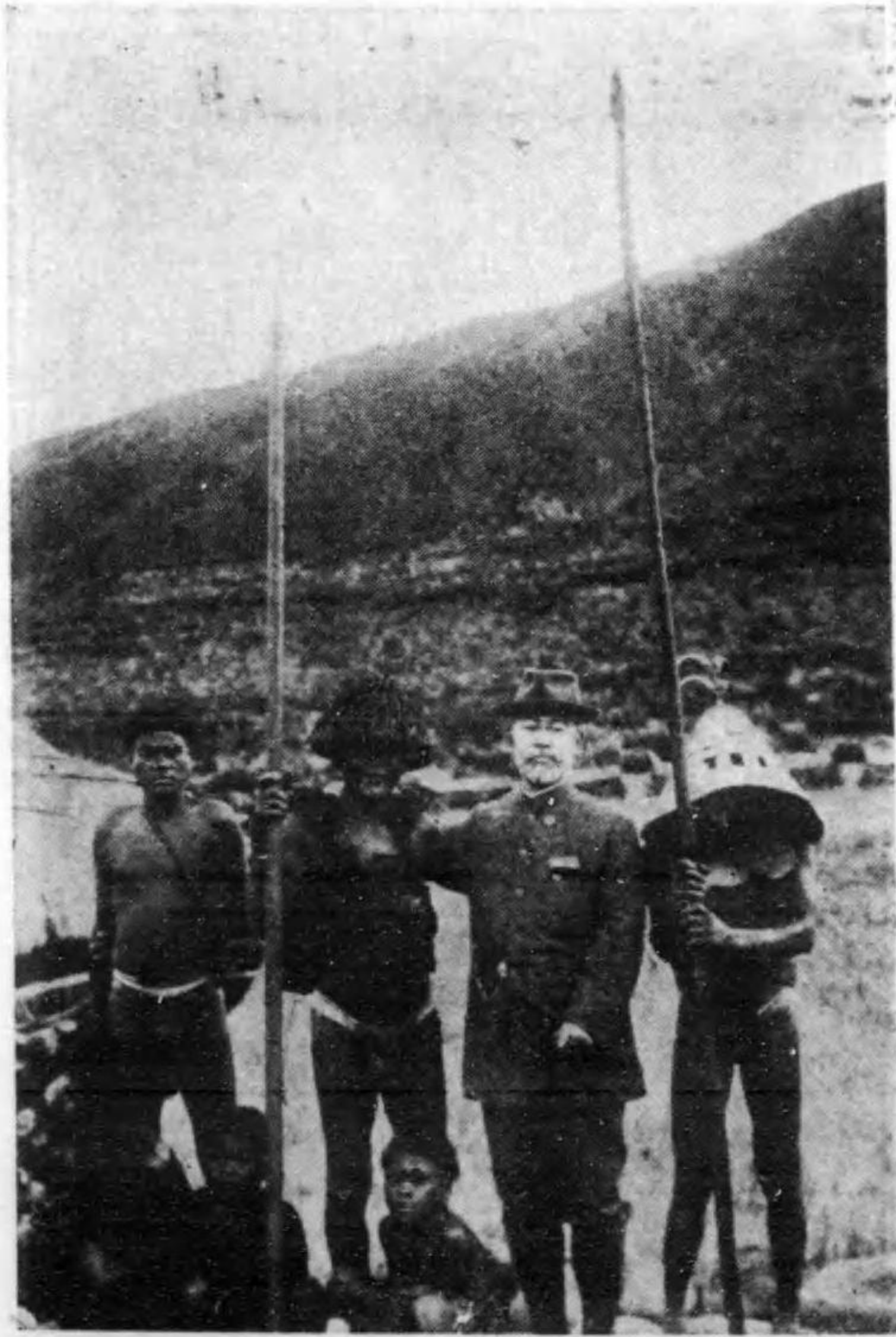
緒論

『最も多く植民地を有する國家は世界の強國なり。今日然らざるも明日は然らん』ミ、ルロア・ボリユーは其の著『近世植民論』中に論破して居る。實に近世植民帝國の勃興は世界の一大勢であつた。今、日本植民論を述ぶるに當つて、先づ世界に於ける植民思想の勃興の一大勢に就いて畧説せんことを。

緒論

通得靈犀一點眞。
眉言默語且相親。
扁舟我作滄浪客。
來訪紅頭太古民。

(棲霞)



官長藤後るせ接に人蕃

抑世界文明の推移は、常に民族の植民的發展に隨伴したのである。世界文明の源泉は支那、印度、メソポタミア、埃及の四箇所に發したのであるが、此の中支那文明と印度文明とは渾化して、今日の所謂東洋文明となり、メソポタミア文明と埃及文明は之亦融合して西洋文明の源流となつた。

而して此東洋文明の思潮は亞細亞より歐羅巴に至り茲に西洋文明と合體して更に亞米利加に傳はり、最後に太平洋を横斷して日本に到達したのである。文明は即ち太陽の如く東に發して西に進めるものであつて、之を『文明の西漸』と云ふ。然しながら吾人は、十五世紀末葉に於けるコロンブスの亞米利加發見、及び之に亞けるバスコ・ダ・ガマの東印度新航路發見を機として、歐洲人の新植民的勢力は東西兩方面に發展し、著しく東部亞

細亞の沿岸に到達したことを認めねばならぬ。濠洲の發見及び暗黒世界と綽號された亞弗利加の開發も亦、此の時に行はれた。而して此の西力東漸の大運動は葡萄牙、西班牙、英吉利、和蘭、佛蘭西等の各國民に依つて行はれたのであつて、後に獨逸、及び米國も亦之に加はるに至り、亞細亞は遂に彼等植民國民の角逐場と化したのである。

亞米利加大陸の發見、及び東印度航路の發見に續いて、歐洲には史家の所謂『文藝復興』の大氣運が展開して來つた。此の時以後、國民主義が勃興して世界の思潮を支配するに至つた。而して彼の世界的帝國てふ理想は虹霓の如く消え失せたが、此の國民主義の勃興は嘗てライオンシユも述べたる如く『強者に取りては最良の武器であつたと同時に、弱者に取りては身

を亡すの兇器となつた。アイルランド、フィンランド、ポーランド等は全く之が爲めに斃るゝに至つたのである。於是一度世界的國家の妄想より醒めた歐洲列國は、今や極端なるショーヴィニズム即ち偏狹なる愛國主義に囚はるゝに至つた。時しも列強は、人口の過剰と資本の増加に苦み、新領土獲得の必要に迫らるゝに至り、茲に國民的帝國主義は烈々として、燎原の火の如く發展し來つたのである。之を最近に於ける植民的勢力勃興の端緒とする。其の後、列強均勢に幾多の變化があつたが、十九世紀より二十世紀へかけての戦争、即ち米西戦争を初めとして、南阿戦争、日露戦争等は、疑もなく植民地問題に關するものであつた。更に平和を目的とする協約、即ち一八八四年の伯林に於けるコンゴ會議、一九〇六年に於けるモロッ

コに關するアルジェシラス會議等も亦、植民地問題を中心とするものであつた。一九一一年のモロッコ問題再燃の如きも、只俎上の一齷モロッコの争奪に過ぎなかつたのである。次いで今次の歐洲戦亂が勃發したが之獨逸國民の偉大なる膨脹が現状を打破し、新に植民地を獲得せんとする運動にあらずして何ぞ。

要するに植民地問題は、近世國際政局の中心問題であつたと同時に、將來に於ても亦然るべきもので、吾人の刮目すべき大問題なのである。

此の大勢の間に、我日東新興國は如何に其の國歩を進めたであらうか。願れば日本が桃源夢裡に三百年を過して、一八五二年米國水師提督ペルリの來航に依り、初めて開國の必要に迫られた時は、歐洲の天地は將に多事

多端の際であつた。即ちクリム戦争あり、伊太利統一戦争あり、更に普墺戦争、普佛戦争等、僅々二十年の間に相次で突發した。又亞米利加大陸を見るに、南北戦争あり、墨西哥と英、佛、西聯合軍の戦争あり、爲めに彼等は多く極東を顧る暇がなかつたのである。搗て、加へて、マーカンティリズムに賦はれた歐洲各國の植民政策は其の末路蕭條にして振はず、十八世紀の末チュルギーをして『植民地は尙果實の如し、熟すれば乃ち其の母樹を離る』と放語せしめたのみならず、十九世紀の中葉に及んでは、政治上自由主義の潮流滔々として、各國は所謂『勞費多き贅澤品』たる植民地の獲得を中止して、内治に銳意したのである。日本が斯る際に、世界列強の爪牙を免れつゝ開國の宏謀を實行したのは、正に天祐であつた。況や時勢

の變は、後淺何もなくして國民的帝國主義の大勢をなし、世界をしてチュルギーの放語とは正反對なる、ルロア・ボリュートの壯語に首肯せしむるに至つたではないか。

遮莫我國は此の列強の角逐場裡に立ち、果して克く其の國民的帝國主義の使命を實踐躬行したであらうか。然り日清、日露の二大戦役は、實に國民に與へられた運命の試金石であつた。我國は決して好戰國民ではない。此等二大戦役は共に、支那及び露國の挑發した處のものであつて、自衛のため止むを得ず劍を抜て立つたのであるが、幸に兩度共我勝利に歸し、其の結果として遂に清國をして臺灣島を割讓せしめ、露國をして露國が滿洲に有する特殊權利及び樺太の南半を讓與せしめ、後又朝鮮の併合を斷行し

た。

於是日本は一躍して植民帝國の班に入つたのである。云ふまでもなく、日本は海國であつて、國民は海洋性マリタイム・インスティンクトに富である。故に日本國民は先天的に海洋の飛躍に適應し、國民の運命は封じて森茫たる海洋の上に在つたかの如くである。神功皇后の三韓征伐、八幡船の名に依りて知らるゝ倭寇豊臣秀吉の朝鮮征伐の如きは其の著明なる例である。然も日本は、遂に海外に所謂植民地を所有するに至らなかつた。即ち臺灣の領有、關東州の租借及び樺太の割讓、朝鮮の併合を以て嚆矢とする。茲に至つて日本にも植民政策の必要が生じた。殊に未だ曾て植民地を領有せず、植民政策に就いては何等の經驗なき日本に於つて、植民地の經營は大なる謎であり、爾來

二十年間幾多の政治家、民間有志等は日夜その智能を傾注したのである。

然るに日本國民の苦心空しからず、今や臺灣の拓殖は其の實を挙げ、文明の德澤を及ぼしたのみならず、朝鮮及び滿洲の拓殖も亦、漸次其の緒に著かんこしつゝある、日本は茲に世界の植民帝國の一に數へるゝに至つたので、彼のルロア・ボリューは白人種のみ他國を統治するの能力ありこし、有色人種の如きは自ら治むるのみにして、他國を統治するの能力なきものであると云つたが、日本の臺灣拓殖は根本的に彼の所説を覆すものである。

然らば日本の植民政策は如何なるものであるか、是日本國民の、否世界の等しく與り聞かんこする處であらう。今や適々世界的大戰亂に際し、戰

亂載まるの後世界の植民帝國は、其の輿地圖の彩色に多少の變化を見るであらうし、且又戰亂の爲めに疲弊困憊せる歐洲列國は、戰後其の恢復を植民地に求めるであらうと思はれる。若し夫れ戰後の歐洲は驟雨一過、少時は和煦平靜の天候を見るにせば、東洋の天地は、却りて風雨急なるべきこと疑を容れぬ。此の秋に當り、我輩が日本植民論を述べるは決して無要の業にあらずと信ずる。以て世の植民に志ある人士の參考に資するを得ば幸甚である。

二 日本の臺灣領有

朝鮮は、日本が拓殖に著手してから日尙淺く、未だ未成品たるを免れぬ

が、臺灣に至つては、既に統治に二十年の歲月を費し、其の治績は日本國民が世界に向つて、日本國民の植民的能力を具備し、世界の植民的勢力たるに辱づるなきを示し得る程度に達してゐる。即ち日本が臺灣を領有するに至つた當時、其の歳入は九百六十五萬圓であつた。然も其中六百九十四萬圓は本國政府の補助金であり、臺灣政府の租稅其の他の收入は残る處の二百七十一萬圓に過ぎなかつたのであるが、三十八年には全く自給自足、財政上本國政府より何等補助を仰がぬやうになつた。爾來歳入益々増加し、大正三年度總督府歳入は五千四百二十二萬圓に達し、同歳出は四千四百四十七萬圓である。又地方稅收入は八百十八萬圓に上り、同歳出は六百四十九萬圓である。是を以て見るも臺灣に於ける日本の拓殖は完成に近

きものであつて、苟も日本の植民事業を論ぜんとするものは、先づ臺灣より始むべきである。

臺灣島が日本の領有に歸したのは、云ふまでもなく日清戦争の結果である。即ち清國は明治二十八年三月二十三日を以て締結された日清講和條約第二條第二項に於て臺灣全島、及び其の附屬諸嶼を、同第三項に於て澎湖列島を日本に割與するこゝを約したのである。臺灣本島及び其の附屬島嶼並びに澎湖島は、北緯二十一度四十五分より二十五度三十八分に亙り、東經百十九度十八分より百二十二度六分に達し、其の周圍三百九十八里、面積二千三百三十二方里を算する。地形は東西に狭く、南北に長くして其の形狀宛も甘藷の如くである。是日本が過去二千五百年の歴史の記録を破り

て、初めて獲得したる植民地である。即ち日本は臺灣を領有するに同時に世界に於ける植民的勢力の一つとなり、嘗て一個人にしては北辰星下の樺太や、椰子樹の蔭涼しき南洋に至るまで其の足跡を印して、膨脹的國民の片鱗を示したが、今や遂に國家として將又國民として其の植民的能力の有無を試験される時となつたのである。

今當時の極東に於ける列強均勢の状態を顧るに、日清の戦は極東問題發生の動機をなしたもので、其の時まで世界は支那を目して曾紀澤の所謂『眠れる獅子』なりとした。然るに日清戦争の結果は全く支那は眠れる豚なる事を曝露したので、虎視眈々たりし列強は、遂に支那大陸に其の爪牙を試みるに至つた。

即ち一八九六年露國が、三國干涉の報酬として、東清鐵道の敷設權を得たのを初めとして、一八九七年十一月一日孔子祭の當日、二名の獨逸宣教師が山東省袁州府に於て暴民の爲め殺害さるゝや獨逸は、一方統理衙門と交渉を重ねつゝ、一方軍隊を派遣して膠洲灣を占領し、翌年遂に滿國と膠洲灣を九十九ヶ年間租借する條約を締結した。然るに同年三月露國は日本と朝鮮に事を構へ、露都に於て協議を重ねつゝある間に、清國をして關東州を二十五ヶ年間租借するの條約を締結せしめた。然も國際政局の平和は勢力均衡の上に立つものであつて、此の時まで支那に對し何等領土的野心を有たなかつた英國も、事茲に至り清國が露國に旅順を附與したのは、北直隸灣の均勢に著しき變化を生ぜしめたこと云ふのを理由として、遂に露國

が旅順を租借する間威海衛を租借するの條約を締結した。然るに一波生じて萬波動くの理法は、一八九九年に佛國をして廣洲灣の租借に成功せしめ茲に極東の天地は漸く多事ならんことを示した。之のみならず米國は米西戰爭の結果として、比律賓及びマリアナ群島中のグアム島を併合し獨逸は二千萬馬克を投じてカロリン、バラウ、ラドロン群島を買収した。米國の比島領有はモンロー主義を國是とする米國も亦、帝國主義の世界的風潮に乗ぜんことを意味し、太平洋上に於ける獨逸の植民地獲得は列強に後れて植民的勢力の舞臺に登場せる獨逸が、正に『日向に座を占めた』ものである。

斯くの如く東洋に於いて植民的勢力勃興の秋に當り、日本は臺灣を領有

するに至つたのであるが、日本は如何にして此の新領土を統治せんとしたか。臺灣領有前、日本は植民地經營の經驗としては、嘗僅かに内地植民、即ち北海道の拓殖を行つたに過ぎぬ。北海道拓殖は必ずしも舊式のもてはない。當時の日本としては、寧ろ大規模な計劃であり、文明的方法を採用したのであつた。併しながら惜しいかな、未だ著しい治績を擧ぐるに至らない。北海道拓殖さへ既に然り、日本は何等の準備行爲なくして臺灣領有を敢てしたのである。日本は日清戰爭の結果として、臺灣と共に遼東半島の割讓を要求した。然らば當時、我政府は遼東半島の經營に就いて如何なる成案があつたか。我輩が後年、故伊藤公に訊ねた處に據れば、之亦何等の成案があつたのではない。故に最初の臺灣總督たりし樺山伯に交付し

た伊藤總理大臣の訓令の如きも、全く急速の應急策に過ぎず、何等の定見成案のなかつたことを示してゐる。従つて臺灣領有以後、政府は經營上有形無形の困難に逢着し、遂に世論は臺灣の放棄を叫び、一億圓を以て他に買却すべしと唱ふるものさへあるに至つた。

翻て植民地經營の先例を諸外國に求めんか、先づ葡萄牙人が先鞭を着けて以來、西班牙、和蘭等の國民に依りて盛に行はれ、一八八〇年代に至るや、帝國主義的運動の勃興を見た。歐洲各國は其の植民地の經營上、既に多大の經驗を有し、殊に英佛二國は世界の各地に植民地を有して、其の千態萬狀なる統治法は、日本にまりて元より他山の石であつた。然も佛領アルゼリーに於ける統治法を直に英領印度に於て行ふべからざるが如く、日

本の臺灣統治は又臺灣獨特の方式を要したのである。然るに事實に於て、明治二十八年五月より同三十二年二月に至るまでの統治は、當時其の成功を謳はれた前記アルゼリーに對する佛國の植民政策を模倣したもので、正にアルゼリー模倣時代とも稱すべきであつた。

明治二十八年五月、臺灣最初の總督として樺山伯が任命されたが、伯は同二十九年六月には、其の職を去りて、故桂公其の後を襲つた。然も其の任期甚だ短く同年十月には早くも其の地位を去り、次に故乃木伯の就任を見たが、三十二年二月に至るや、兒玉伯と更迭した。而して我輩は實に兒玉伯の下に民政長官として任に赴き、以後九年間其の地位に在つたのである。

兒玉伯は普く世人の知る如く、我陸軍に於ける最高智識の一人で、日清戦争當時は陸軍次官として、我陸軍の主腦たる地位に在つた。然らば、臺灣總督としての兒玉伯の治績は如何であつたか。事實は最後の審判である。即ち臺灣の今日ある皆之兒玉伯の劃策の結果である云ふも敢て差支なからう。兒玉伯は死すとも、兒玉伯の事業は今に存して天下後世の批判を俟つてゐるのである。實に兒玉伯は、佛國の印度支那經營に成功したる總督、ド・ラネッサン及び、パウル・ゾーメーの諸氏に勝ることも劣らぬ成功を収めたのである。否、印度支那の經營は早く既に、一八六〇年代に着手されたのである。然るに日本は最初の經驗なきに加へて、經濟上其の他百般の不利不便を有したに拘らず、僅に十年を出でずして成功の緒に着いたのは、

實に兒玉伯の功績や彼等に倍蓰するものであると言はねばならぬ。更に特筆に値するは、兒玉伯が難治の臺灣經營に執掌しつゝ同時に、當時の内閣大臣を初め議員官僚の頭腦を開拓した一事である。植民地經營に就いて何等の智識、經驗なき本國の内閣諸大臣をして、克く總督の言に耳傾け、統治の大業に協力せしめた其の勞に至つては、蓋し門外漢の想像以上であつて、同時に兒玉伯が政治家として如何に卓越せる手腕を有したかを知るべきである。

然しながら當時の世論如何を顧るに、必ずしも兒玉伯の施設に賛成せず又好意を以てゐなかつた。而して其の批難の的は、常に不肖我輩であつたのである。茲に我輩が想ひ起す事がある。明治三十七年當時の桂内閣は兒

玉伯を迎へて内務大臣の印綬を帯びしめた。此の時のことである、兒玉伯は一日我輩を其の室に招き、予が臺灣を去るに臨み君によい饒別を呈さうと言つて、一束の書類を渡された。我輩が何物かと思つて披いて見るに、何ぞ計らん、それは當時の政治家等が、兒玉伯の許に送つた我輩に對する彈劾中傷の書面ならんは。此の時、我輩は兒玉伯に對つて、斯くも多くの指彈を被りつゝある我輩を、閣下は何が故に、今日まで其の地位に晏如たらしめ給ふたか問ふた。するに兒玉伯は只一語『予は君を信するものである』のみ答へられた。此の一事を以ても、よく當時の消息を知り得るのである。

三 臺灣統治の大綱

臺灣を領有するも、其の統治に就き何等一定の主義方針なかりし時に當り、兒玉總督は就任後直ちに統治の大綱を左の如く定め、以て統治の基礎を確立せられたのである。

第一、豫め一定の施政方針を説かず、追つて研究の上之を定む。研究の基礎を科學殊に生物學の上に置くこと。

第二、文武官の調和を計るべし。

第三、統治の政務多端にして、眼前處理すべき問題蝟集すこ雖も、遠き將來に亘る調査を閑却すべからず。即ち此の方針に従ひ、地籍、人籍の

調査をなすを要す。但し目下政務多忙、且つ人籍は容易に移動するものなるが故に、人籍調査は之を後日に期し、最初土地調査に着手すべし。

第四、臺灣と本國との法制上の關係を研究すべし。

第五、宗教は人生の弱點に乗ずるものにして、植民政策上重要な意義を有するものなり。然るに臺灣に於ては、有力なる宗教行はれざるが故に、宗教に代るべき衛生上の設備を完全にすることを要す。

第六、警察機關、司法機關の組織は特殊法を必要とし、殖産の獎勵、交通機關の改善に就きても亦特殊的方法を講ずるを必要とす。

第七、土匪鎮定、生蕃討伐を行ふべし。但し土匪は最も迅速に鎮定する必要あり。生蕃討伐は永久的計劃を以てすべし。

第八、民族的若くは種族的自覺に對し、適當なる處理をなすを必要とす。

以下右八項の内容を略説せんとする。

第一、豫め一定の施政方針を説かず、追つて研究の上之を定む。研究の基礎を科學殊に生物學の上に置くこと。

豫め一定の施政方針を説かぬのは、臺灣の統治が、決して吾人の過去の經驗、又は諸外國の植民政策を模倣することに依りて成功するものでない臺灣には臺灣獨特の統治法が必要であること信じたからである。而して施政の方針を科學、殊に生物學の基礎の上に置くことは、臺灣の民情、自然現象、及び天然の富源等を現代科學の力を藉りて研究調査し、以て人民に對して

は、最も適當なりと信ずる統治法を行ひ、氣候風土及びそれに由りて生ずる危害、疾病等に對しては、之亦適當なる處置を講ずることであつて、天然富源に對してはその開發に當りても科學の力を應用せんとするものである。

故に此の一項は、臺灣經營の根本問題であつて、諸般の經營施設皆此より出づべきものであつた。之と同時に吾人は文明の誤用、學術の誤解、教育の誤信等に陥つて、所謂文明の虐政を敢てせざるやう意を用ひた。以下述ぶる所の各項も此の精神より出で、此の精神に基いて立案されたものである。

第二、文武官の調和を計ること。

明治二十八年四月下の關係約に依り、日本は臺灣を領有するに至るや、同年六月臺灣事務局官制を定め、伊藤公は之が總裁であつた。是臺灣に於ける日本の政務機關の嚆矢である。同年八月總督府條例を發布して、臺灣を軍政の下に統治するに決し、武斷政策を以て之に臨まんとしたのである。當時の官制を見るも總督府は民政局、陸軍局、海軍局の三局より成りて、何人も其の大に武斷的色彩を帯びて居ることを知るのである。後二十九年三月拓殖務省官制を定めて統治を拓殖務省に移管したが、軍人官權は依然として存在した。三十年十月には總督府官制を發布して、總督府は總督官房、民政局、財務局、陸軍幕僚、海軍幕僚より成るものとしたが、三十一年六月兒玉總督就任するや、行政組織に大改革を行ひ、武斷的色彩を除き、

大に民政の發展を企圖し、先づ總督府を官房、民政部、陸軍幕僚、海軍幕僚より成るものとした。最近大正二年六月の官制改革に依りて、臺灣總督府は民政部、陸軍幕僚、海軍幕僚を置くことになつた。是現行官制である。我輩就任當時の情態を顧るに、臺灣の統治は軍隊、憲兵、警察の三權力に依つて行はれて居た。然も事實に於て軍隊は統治の主要部であつた。更に多數の憲兵のあり、本來人民に直接して其の治安保護の任に當るべき警察官は、寧ろ軍隊憲兵の威力に壓せらるゝの感があつた。彼の三段警備に於ても此等三勢は協同一致の行動を執る能はず、常に軋轢を免れなかつた。のみならず人民より見ても三者の何れに信賴すべきか惑はざるを得ぬ。『魚を烹るに煩しければ則ち碎く、民を治むるに煩しければ則ち散す』

で、命令三途に出でた爲め却りて統治上其の權威を傷け、大なる不利を免れなかつたのである。

於是兒玉伯は、前述の如き官制改革を斷行して、軍隊も民政部の要求あるにあらざれば出動するを得ざらしめ、總督府評議會に於ても、陸海軍幕僚は軍事に關する評議にあらざる限り出席するを得ぬこととした。斯くて民政部の勢大に振ふに至つた。同時に警察官の職務は著しく擴張され、治安の維持以外教育、衛生、納税、農政其他百般の事務を管掌するに至つた。臺灣が今日の秩序と平和とを維持するに至つた功績は、之を警察官の勞に歸すべしと言ふも過言ではあるまい、又之民政發展の賜である。

第三 統治の政務多端にして、眼前處理すべき問題蝟集す、雖

も、遠き將來に亘る調査を閑却すべからず。即ち此の方針に従ひ、地籍、人籍の調査をなすを要す。但し目下政務多忙、且つ人籍は容易に移動するものなるが故に、人籍調査は之を後日に期し、最初土地調査に着手すべし。

兒玉總督就任の當時、總督府の机上には、眼前の問題が蝟集し來つて之を處理するに困難を感じて居つた。故に當時永久の基礎となるべき調査には、なか／＼着手し得ぬのであつた。是に於て兒玉總督は、永久統治の基礎は右の手で築いて行く、又眼前の事務は左の手で處理して行くことに定めた。何れか一方に偏して爲めに統治上遺算があつてはならぬからである。然も愈々其の實際に臨むや甚だ困難な事業である。就中人口調査と土地調

査は行政の基石とも云ふべきものである、が新版圖に於て百般の行政を整理するに方りて、此等の調査を欠く時は、種々なる混雜を招き、到底行政の目的を達し得るものでない。殊に經濟組織の發達幼稚なる社會の通例として、土地は彼等にこりて最も價值あるものなるが故、土地調査は即彼等の生活の根本問題を解決するものである。人口調査の必要なることも前述の如くであるが、人口は移動し易いものであるから、此の際先づ土地調査を完成することに決定した。

斯くて土地調査は明治三十一年度より着手され、同三十七年度に至つて完成した。兎も角、土匪が横行して居る間に、土地調査を實行するのであるから、之も頗る困難であつた。此の事たるや、前に劉銘傳が行つて亂が

起つたので、遂に中止したと云ふ臺灣に於ける有名な問題である。そこで當局者は曰く、劉銘傳でさへも是が爲めに亂が起つて中止したのであるから、あまり急激な事柄は止めた方が宜からう、と。於是我々は中央政府の常路者に向つて此の言葉の意味を確めざるを得なかつた。劉銘傳でさへも云ふ言葉は日本政府は劉銘傳以下の者を臺灣に派遣して、其の拓殖事務を爲さしめつゝあると云ふ意味であるか、果して然らば我々は此の職に居る事は出来ない、劉銘傳でさへいけなかつたからお前達では尙更いかぬと云ふならば、臺灣總督に辭表を出させるより外はないと云ふ事になつた。斯る有様で中央政府の當局者ですら、劉銘傳でさへも云ふ譯であるから、臺灣人が神の様に心得て居る其の劉銘傳の爲した事業より以上の事業を成功

して見せたこと云ふ事が、臺灣人の新政府に歸依する動機ともなつたのである。土地調査の結果、從來臺灣に於ては土地に對する權利が大租戸及び小租戸なる二種の人の間に分割されてゐたのを、遂に小租戸にのみ土地所有權を認むるに至つた。

今日は朝鮮に於ても土地調査を始めつゝあるが、之は既に型があるのを行つて居るのである。臺灣に於ては全く型のないのみならず、土匪の横行する時に於て、之が實行をしたのであるから、その困難であつた事は、到底筆紙には盡されないのである。

前に劉銘傳の行つた時は、全く支那流の賄賂公行で、種々の弊害があつたから、遂に亂も起つたのであるが、此の土地調査の時には、賄賂や情實

なきは少しもない、職員が夜業して居る時に見て居るに、權兵衛の田、八兵衛の畑も悉く明細になつてゐる。此のことが彼等をして次第に信を我政府に致さしめる大なる原因となつた。人口調査は、後、明治三十九年之を行ひ、行政上有効なる結果を收め得た。

土地調査に次で一言すべきは、臺灣の財政及び經濟である。嘗て植民國は、其の植民地から多大の利益を得、國庫の收入を増加せしむるを以て、植民政策の理想とし、斯る植民地を以て最も價値あるものとした。けれども、過去の經驗に據るに、此の觀念は全然誤謬であつたことが知られた。實際に於て、葡萄牙、西班牙の如きは、其の植民の當初から、其の植民地から多大の利益を得るに努め、又事實上成功したのであつた。然しながら彼

等自ら植民地の經濟を支配し、或は企業を試み、又は植民會社に重税を課して暴富をなし得たのは極めて短期のことであつた。然るに英國は其の植民の當初は、諸植民地から巨額の利益を收めんことをはななく、亞米利加植民地のために佛國と戰爭を開いたりして、寧ろ植民地の爲めに財政上多大の負擔を敢てした位である。然も其後植民地經營上の負擔を軽くする爲めに、植民地に租税及び關税を設くるに至り、遂に北米に於ける大植民地を失つてしまつた。然らば本國は其の植民地經營に對し、植民地より何等の報酬をも要求し得べからざるものなりや。凡そ植民地は未開野蠻の地であるから、其處に移民を送り、企業をなすに當つては、先づ種々なる設備を施して移住者の生命財産を保護するの必要を生ずる。更に進みて産業的

經營に着手するには、巨額の資本を要し、若しジブラルター又はマルタの如き軍事上の根據地を以て所有されるものは言ふまでもなく、然らざるもそれに軍事的施設をなす必要あるが如き場合は、本國人民の財政上の負擔たる決して尠少でないのは自明の理である。然も植民地の開發は多少の年月を要し、天然の富源亦必らずしも無限ならざる以上、植民國は以上の如き負擔は當然之を甘受し、寧ろ植民地其のものゝ收入の増加せんことを計り、本國の利益の回收は宜しく之を遠き將來に期するの覺悟が必要である。

教授ケルラーが『貧困にして植民國の列に参加せんことをするは一種の國民的自殺に外ならず』と云へるも、蓋し此の間の消息を道破せるものである。

斯くて現今の植民政策上の定論は、植民地の價值を植民地其のものゝ經濟狀態の健全なる發達に置き、其の結果として本國の過剩人口の移植、剩餘資金の放下をなし得るまでに開發され、且つ又本國の通商貿易發達して、本國の殖産興業にも多大の貢獻をなし得るに至るを以て理想とするのである。

今、明治二十八年臺灣領有以後に於ける、本國と臺灣との財政上の關係を更めて略説すれば、領有當時のことは百事匆々の際にて精確なる計數を缺くも、明治三十年度に於て總督府の歳入五百三十一萬圓、本國政府の補助金五百九十六萬圓、合計一千二百二十八萬圓であつた。翌明治三十一年度即ち我輩が赴任の年は、總督府歳入七百四十九萬圓、本國政府補助金四百

十二萬圓、合計一千六百六十一萬圓であつた。當時日本は戰勝の結果清國より五億の償金を得たりと雖も、該戰役のため、國庫の支出著しく増加し、且つは戰後經營の爲め百般の施設益々繁劇ならんとする時であつた。然も政府は、明治四十二年度まで補助金支出の豫定であつたので、一部の論者が宜しく臺灣を一億圓を以て他に賣却すべしと主張したのは即ち此時である。

然るに總督府歳入は年を追ふて増加し、従つて本國政府の補助金も漸次減少し來り、遂に明治三十七年度に於て本國政府は尙一百四十九萬圓を支出する豫算であつたが、其のうち七十萬圓丈けを受けるに止め、翌三十八年に至つては全く本國政府の補助金を受けず、茲に臺灣は財政上獨立を告

けた。而して明治三十年より十年後の明治三十九年度に於ては、總督府歳入は經常部二千五百六十五萬圓、臨時部五百三萬圓、計三千六十九萬圓に達し、地方稅收入は經常部二百九十九萬圓、臨時部二百四十萬圓、計五百四十萬圓を示してゐる。即ち其の歳入は十年を出でずして、二倍以上に増加するの好成績を挙げ得たのである。今、大正三年度歳出入を見るに、總督府歳入經常部四千三百七萬圓、臨時部五百二十五萬圓、計四千八百三十三萬圓に上り、地方稅收入經常部四百三十二萬圓、臨時部二百三十五萬圓計六百六十八萬圓に及んで居る。臺灣の財政的基礎茲に全く確立され、前途洋々春海の如きを思はしめる。

此處に附言すべきは、臺灣の財政は特別會計と地方稅會計とより成れる

ことである。特別會計は明治三十九年度より施行したもので、當初は臺灣の收入を本國政府補助金と歳入を以てしたのであるが、明治三十八年度以後補助金を仰がざるに至つたことは前述の如くである。地方稅會計は明治三十一年度より施行したもので、地租附加税を除く外特別會計の賦課せざる物件に賦課して得たる收入金及び特別會計の補足金を以て收入とするものである。其の支途は主として地方廳費に充て、特別會計と相俟つて財政上運用の妙を發揮しつつある。

以上の財源を擧ぐれば、大正二年度の國庫收入に於て阿片、樟腦、煙草、食物等の專賣收入を第一とし、之に亞ぐを砂糖消費税、鐵道收入、地租、郵便電信收入、電氣收入等であつて、地方稅收入に於ては、家稅、屠畜稅、

地租附加税、物品販賣業税等である。

次に經濟狀態に就いて述べるが、植民地は假令、本國より遠隔の地にありしするも、其の經濟狀態は國民經濟と密接の關係を有するものであり、植民地の經濟狀態が發達して居れば、それだけ相互的影響も大である。若し又其の發達幼稚なるものに對しては、特殊なる制度を定める必要を生じ來るのであつて、植民地に於ける企業組織は如何にすべきかは、植民國に取つて重要な問題なのである。合理的なる經濟政策の目的は、植民地に於ても亦其の殖産興業の發達を促進するにあるが故、其の發達の程度如何は、植民地の經濟政策と直接の關係あるものである。故に臺灣に於ける經濟的施設と其の包括する範圍頗る大であるが、此處には最も中心問題であ

つた貨幣の本位問題及び金融機關即ち銀行に就いて述べんとする。

臺灣に於ては領有當時より、明治三十七年六月三十日まで其の通貨は銀貨本位を採用して居た。當時の日本が金本位に中毒して居たのに、臺灣に於てのみ何故金本位を採用しなかつたかと言ふに、本島人の實際生活は、銀本位を以て便利なりとしたからである。のみならず我輩は、十錢紙幣の發行をさへ主張したのであつた。然るに却りて當局者を始め銀行家等の嗤を招いた。十錢紙幣を發行するなき云ふものは、共に經濟を論ずるに足らぬ、行政上の智識も皆無である。後藤も少しはものが分ると思つたら、案外のもの知らずだに攻撃された。然も我輩は臺灣に一圓紙幣があるのからして間違ひだに信じてゐた。何となれば、臺灣人の生活は分厘生活で、

駕籠舁人夫の如きは一度の食事に僅かに五厘八厘を投ずるのみである。彼等の生活は、斯の如く簡單なのである。然るに文明萬能論を實行した結果一圓以下の紙幣はない、他は皆補助貨のみで、それも一錢よりない。於是彼等の生活は一錢生活に引上げられてしまつたのである。貨幣本位の適否の如きは一小問題の如くであるが、國民經濟に影響するこゝ大である。孟子に、『文王の民を視るこゝ傷けるが如くす』とあるのは、即ち斯る些事をも忽荷に附すべからざるを言つたのである。然るに、時の當局者は我輩の説を排けて、日本が貨幣本位を定めた時でも、金貨は五圓以下のものはなかつた、後藤の言ふ通りにすれば、それさへ改正せねばならぬと言つて笑つたのである。今日、臺灣の物價甚しく騰貴したと言はれてゐるが、其

の禍根は此の時に發してゐたので、正に政治罪惡として記録すべき事件である。

然るに、『必要は法律を知らず』とはよく言つたもので、日露戦争の時は十錢紙幣を發行した。其の時我輩が當局者は經濟事情が分らぬと非難した處が、彼等はあれは紙幣ではない、軍票である。紙幣と同一に論ずることには出来ぬと答へた。然しながら、此の二者は實際に於て如何なる差異があるか。彼等の言は、畢竟するに一つの遁辭に過ぎぬのである。

最後に、銀行に就いて一言する、銀行には種々なる特殊銀行があるが、之等の制度を直ちに植民地に實行せんとするが如きは、之亦文明の中毒である。中央政府に於ける監督官廳は其の監督上の利便より、又營業者は各

専門に精ならんことを欲するであらうけれども、實際、植民地には植民地に適應した混合銀行を設けねばならぬ。而して其の監督は當該植民地當局者をして之に當らしめ、同時に銀行の營業範圍も亦、當該植民地官廳の管轄範圍内に止まらざるを可とする。又其の銀行は植民地の爲めの銀行であることを忘れてはならぬ。銀行のための植民地であつてはならぬ。臺灣銀行は、即ち此の目的を以て設立されたものである。同行の資本金は五百萬圓であつて、其中百萬圓は政府之を引受け、明治三十二年九月を以て營業を開始した。同行の營業項目は左の如くである。

- 一、爲替手形其の他商業手形の割引
- 二、爲替、荷爲替

三、平常取引する諸會社又は商人の爲め手形金の取立

四、確實なる擔保ある貸附

五、諸預り金及び當座貸越勘定

六、金銀貴金屬及び諸證券の保護預り

七、地金銀の賣買

八、他銀行の業務代理

是を以て見れば、臺灣銀行は臺灣に於ける中央銀行であつて、五百萬圓までの兌換券發行の特權を有し、同時に各特殊銀行の業務を兼併するものである。斯くて明治四十三年に至り、臺灣經濟界の發達に伴ひ、其の資本金を一千萬圓に増加し、兌換券發行制限も亦倍加して一千萬圓に擴張され

た。今後も植民の發展に従ひ、益々此の種金融機關の必要を感じるに相違ない。臺灣銀行は實に好例を遺したものと云ふべきである。

第四 本國と臺灣との行政上の關係を適當に定むること。

母子國間の行政上の關係を適當に定むるは、植民政策上の重大問題であり、各國の學者政治家等の間に大に研究された點である。日本が臺灣を領有するや、政府は直ちに此問題の解決の必要に迫られた。憲法問題は實に此の中心問題として世論を沸騰せしむるに至つたのである。我輩は此の問題を中心として對土人政策の根本意見を開陳したいと思ふ。

所謂憲法問題とは、一に法律六十三號問題として知られて居る。其の意味は臺灣は我領土の一部なる故帝國憲法は當然臺灣に施行されるものなる

ことを前提とし、然も特別立法の制度を行はんとすることを法律六十三號を以て發布したに在る。然るに其の可否に就き、輿論が沸騰した。即ち反對論者の言を聞くに、臺灣は假令新附の領土と雖も、既に我が領土である宜しく憲法を施行すべし。新附の民が、よし其の風俗、言語、習慣等を本國と異にす云ふが如き理由を以て、之に憲法を施行せざる如きは、文明の政治を解せざるものであつて、同時に不義不正の甚しきものであると云ふに在る。

然しながら之れ思はざるの甚しきものである。一度生物學的觀察を下す時は、苟も一種族、一民族として存在するものと、他の其等とは其の生活の外形を異にするのみならず、その思想をも異にするは否むことが出来ぬ。

況んや和蘭、西班牙が其處に權力を振つた時代、清人ミ生蕃ミ角逐をこころした二百年間、更に日本の領有前其處に上陸した歐米人が、屢々生蕃の爲めに危害を加へられ、漸く列國の注目を惹くに至つたまでを通じて、一度も統一した文明を有したこころなく、或は一定の政治をさへ布かれたこころのない人民ミ、日本國民ミの間に於てをや。

彼の社會心理學の泰斗、ル・ボン氏は、其の著『民族發展の心理』に於て『言語、制度、思想、信仰、美術、文學等凡て一國の文明を組織する各種の要素は、是等を造つた國民精神の外的發現ミ見ることが出来る。けれども民族精神を發現する是等の要素は、時代ミ種族ミに依つて大いに其の重要な程度を異にするものである』と言つてゐるではないか。若し此の遺

傳的若しくは本能的に久しく固定された他の民族に對し、急激なる改革を行はんとするは生物進化の原則を無視したもので最も危険なる政策である。

若し帝國憲法を臺灣に施行したならば恐らくは、一八九六年同化政策廢止前の佛國アルゼリーに於けるごころき弊に陥つたであらう、殷鑑遠からず明治四十三年以來二千萬圓を投じて無數の生蕃を殺戮し、昨今臺南に蜂起したる土匪數百名を同じく征誅して居るではないか、然るに若し此時憲法を與へたならば、第二十三條の明文に照して法の宣告の後に刑を執行しなくてはなるまいが、斯くの如きは事實不可能である。當時の反對論者今尙直ちに憲法を與へよごころ云ふの元氣ありや否や。

由來自由憲法を尊重することに於て、英國民は世界に比肩するものなしと言はれてゐる。然もその英國民は、王領植民地に於ても、半自治植民地に於ても、自治植民地に於ても、特許會社管轄植民地に於ても、彼等が本國に於て享有する憲法を施行して居らぬ。又人民に最も利害關係の深い政治上の同化政策は少時措き、彼のマコーレー卿が印度の人民をして、歐羅巴の文明を學ばしめる爲めに造つた教育制度は、教育ある印度人の道徳を破壊する原因をなし、彼等をして只管公吏たらんとする運動に専心焦慮する弊害を助長するに過ぎなかつたではないか。

元來臺灣に云ふ處は、所謂支那學位に中毒して居るので、四十、五十になつても、昔は北京の進士及第試験に行くに云ふ有様であつた、而して又

日本で云へば士族に云つた様な階級に讀書人に云ふのがあつて、俗諺を作つては政治を諷刺して亂を作こす、全く支那流であるから、他の列國が失敗した後に倣つて、教育制度其他文明の制度を急激に施行したならば救ふべからざるの弊害に陥つたに違ひない。即ち彼等は官公吏になる運動をして遂に其の功を見ぬ時には、不平の極、統治を妨げることは、火を見るよりも明かであるに云はねばならない。

凡て社會進化のことは、自然の順序に従ふ可きものであつて、直ちに急激に個人の權利義務を確定し、若しくは之を與へるに云ふのは、孱弱なる個人をして狡猾なるもの、犠牲にらしむる弊害があつて、是は植民地に最も多い事柄である。

十九世紀には實に科學の爲めに、種々の信仰を破壊し、科學教育の未熟なる風潮は種々の遺傳的、若しくは本能に依つて養はれた舊慣習を破つて多くの弊害を生じたのである。

要するに人類の性質を急激に人工的に改造しやうと云ふのは、進化の原則に悖るものである。之を約言すれば、『未開人の理解し能はざるのみならず、時として彼等を賊ふことなきを保し難き所の文明の幸福を與ふる事を避けよ』と云ふのがその一つである。次に『社會進化の力に相伴ひて働き以て人をして嘗て經驗したる事なき破壊的傾向を生ずる災に對して戦はしめよ』と云ふのがその二である。斯くの如くにして始めて、經濟上の基礎を安全にし、又思想上の急激なる變化を避け得るのである。而してル・ボ

ンは以上の問題に對して最も明快な解決を與へてゐる。曰く、『異種の國民は其の心的組織が相違してゐるこいふ一事の爲めに、到底永く同一の制度の下に存立するこゝが出来ぬのである。愛蘭人、英吉利人、スラブ人、匈牙利人、亞刺比亞人、佛蘭西人等は到底同一の法律の下に統治さるべきものではなく、強ひて斯くしやうとする時は、革命の絶ゆる時がないであらう、古來異種の人民を包含した大帝國は、其の存立常に蟬蛻的ならざるを得なかつた。蒙古人又は印度に居る英國人等の如き、多少永續したものがあつたれば、之は一方に於ては、其の對立する種族が以外にも多數、如何にも異種的、又如何にも競争的であつて、到底外國に同化するこゝが出来ぬため、又他の一方に於ては、此等の外國主權者とその征服した國民

の習慣を重んじて、その國民をして、其の國固有の法律の下に生存させる巧妙なる政策的本能を有つて居た故である』云。植民政策上正に三省すべきである。特別立法制度施行の期限は、來年を以て終了せんとしてゐる。故に該問題が再び來るべき議會に論議されることゝ信ずる。

要するに新領土を以て、日本帝國を延長したるものを見て、同一憲法を實施せよ云ふ急進論の盛な時に當つて、此が實行は頗困難な事であつた。其の當時に比べるに今日は大分人々の考へも進歩した様であるが、然し此の點を根本的に理解して茲に至つたのではなくて、唯時の力が導いたのであるから、又今日如何なる議論が生じて、如何なる過ちを生ずるや保し難いのである。

第五

宗教は人生の弱點に乗ずるものにして、植民政策上重要な意義を有するものなり。然るに臺灣に於ては、有力なる宗教行はれざるが故に、宗教に代るべき衛生上の設備を特に完全にするを要す。

我輩が臺灣に臨むや、右の如き趣旨を以て衛生設備の改善に銳意し、水道、下水等の施設をなし、醫療機關及び研究調査機關を設立するに至つた。蓋し斯の如きは最も實利實益ある文明の施設であるからである。然るに、病院は寧ろ餘りに贅澤に過ぎるこの批難さへある程に完備された。是我輩が移住者をして、一朝疾病に冒さるゝも決して内地に歸りて治療を乞ふの必要なからしめんと欲したからである。又醫學校をも設立したが、醫學校設立は植

民事業に必要な宗教觀念が日本人には缺けてゐる爲め、其の不足を補ふ方法として、醫學教育を以て人の困難なる弱點を救ふに云ふ爲めであつた。

而して文明の恩澤をして、家庭の間にも浸染せしむるには、之以上のものはないに云ふ考であつた。加之惡疫に對しては非常な努力がなければ、植民の成功を期する事が出来ないに云ふ考からして特に心を用ひた結果、臺灣に行けばマラリヤに罹つて死ぬものゝ覺悟して、水盃で行つた程であるのに、今は研究したくもマラリヤを容易に見られない位になつた。

後、此の報告をドレスデン衛生博覽會に出して見たが、世人は之を疑ふ程の好成績であつた、マラリヤに對しても、ペストに對しても、實に偉大なる成功を収めたのである。下水の如き内地に於ても二百戸三百戸の村に

は大底出來て居ないが、臺灣に行くに完備して居る。之等は皆特に衛生上の施設に意を用ひた結果で、今日日本帝國の管轄内に於て、歐羅巴に譲らざる町は何處か云ふに其れは臺北の外には一つもない。之を餘りに贅澤過ぎるに言ひ、砂糖政策に就いても後藤の大風呂敷であるに云ふが、若し斯る贅澤や大風呂敷が無かつたらば、臺灣の現状及び日本の糖業は如何になつたか、思ひ遣られるのである。

而して研究調査機關としては、熱帯病に關する研究を醫學校に於てなさしめ、衛生上及び産業上の學術的研究は研究所をして之に當らしめた。後に大連にも此の研究所同一組織のものを設置したが、文明の事業をなすに、此等の機關が如何に必要なものであるか想像以上である。前にも述べ

た如く臺灣を日本に領有した事は日清戦争の結果である。然しながら歐米人に占領されずして過ぎた所以は、歐米の無學無識なる人々が、來往して居た。従つて何等理化學的思想を以て、彼の島を開拓する云ふ事業を企てなかつた爲めで、今日まで遺つて我國の利益になつたのである。此の點から考へても、今後、植民地の經營には何うしても、理化學的思想の貢獻がなくてはならぬと思ふ。即ち此の目的の爲めに中央研究所なるものが設けられたのである。然るに十年後の今日、日本の首府に於ては、漸く化學研究所設立が、朝野の問題となつて來たが、然しながら遅しき雖もなすはなさざるに優る。我輩は一日も速に完成せん事を希望して止まぬのである。而して研究所は、管學者が、自己のアルバイトを發表するが爲めである。

このみ考へたならば、大なる誤解である。即ち研究所の目的は、學俗を接近せしむるにある。今日の社會は不具者の寄合であるから、互に協力しなければ何事もなし遂げるものでない。嘗て盲者が跛者が居た、跛者は盲者に敵が來たを告げた、するに盲者が跛者を背負つて逃げ出した云ふ話があるが、現代社會に於ては斯る協力が必要なのである。不具者同士は互に力を合せて、漸く一つの仕事が出来るのである。

最後に、有名なる阿片問題に就いて一言する。下の關談判の時、李鴻章は伊藤公に對つて、臺灣の人民は極めて難治の民で、土匪あり生蕃あり、將來の困難云ふべからざるものがある。加之人民は阿片吸食の習慣がある。然るに貴國は阿片禁止の國であるが、之を如何にするかを問ふた、するに

伊藤公は相當の方法を以て處置する、幸に憂ふる事を休めよと答へられた。而も當時伊藤公の胸中、此の難治の民に對する一定の成案があつた譯ではない。只斯の如きこゝに拘泥して談判の進行を忽にすべからずと信じ何等躊躇するところなく斯くは答へられたのである。

愈々臺灣を領有するや、阿片問題は朝野の問題となつた、其時に當り我輩は阿片政策と云ふ建白書を提出した。之れ抑も我輩が臺灣の統治に關係する端緒となつたのである。建白書の要點は、第一が嚴禁策、第二が漸禁策であつた。當時の一般世論は、嚴禁策を實行せんとするにあつたけれども、飽き易く忍耐力の乏しき政治家に、果して此の目的を貫徹する確信があるとは思はれなかつた。のみならず、嚴禁策其のものゝ可能程度に疑問

を置いたのである。臺灣の住民三百萬の中で、殆んど三十萬は阿片吸食の慣習がある。之を其の半數とみるも尙且つ十五萬であるが、此の十五萬人中の五萬人即ち其の三分の一の反則者を監獄に投ずるに至つたならば、第一其の監獄を如何にして建設するか、又若し土匪が襲來して其の監獄を破壊した時は如何せんとするか、或は又在監者中に暴行をなすものが生じたらば如何にすべきか、之等の場合に、兵力を用ひ流血の慘事を演出してまでも、當初の目的を貫徹し得るであらうか。假令可能たりとしてみても、之を仁政と稱し得べきか、之れ文明の虐政にあらずして何ぞや。凡そ人は、嗜好品と戦つて勝つこゝは甚だ困難である。世界の歴史を見ても、嗜好品を禁止して成功した例は甚だ稀であつた。目下露西亞は、ウオッカの飲用

を禁止してゐる。然し乍ら戦時は、措いて問はず、將來も尙其の禁止を、持續し得るや否や疑問云はねばならぬ。

醫學的解釋を下げば、阿片吸食の習慣があつて、一日も雖も、阿片吸食を廢すれば、所謂禁避現象に困しむものは、正に一種の病人である、故に彼等の阿片吸食は、日本刑法の精神に觸るゝものではない。日本刑法は、阿片を醫藥として用ふることは禁止せぬのであるから、阿片禁止の解釋を曲けて、狹義の解釋を下し、爲めに文明の虐政を行ふが如きは吾人の本旨に非ず云はねばならぬ。斯る患者には、醫師の診斷書に依り阿片吸食鑑札を下附し、若し新たに阿片を吸食せんとするものは、之を禁止すれば、漸次に其の惡習慣を根絶することが出来るのである。更に教育の力を以て

之を補ふ事にしたならば、青年輩は自重して、此の惡習慣に感染せぬ様になる事は明かである。我輩は、斯る理由を以て、多年漸禁策を主張したのであつた。然るに、當時に於ては、反對論盛にして、一度阿片の吸食を許したならば、此の惡習慣が本國にまで感染し、三年を出でずして、東京市中は阿片の煙に捲かれる様になるを考へて居た者が多い。故に彼等は阿片漸禁説を唱ふるものを國賊まで罵つたが、今日にして思へば、此の國賊微かりせば、臺灣の統治は如何なり行きしか、蓋し思半ばに過ぐるものがある。

斯の如くして、阿片漸禁法を講じ、阿片專賣法を制定するに至つたのは生物學の見地から行つたもので、一度惡習慣に感染したものは、之を急激

に改革すること容易にあらずと云ふ事を論據としたものである。

斯様に舊慣を改めることが、餘りに急激でなかつたこと云ふことが、大に民心を和ける暗示となつた。而して一方阿片制度が如何に効果を奏したかこと云ふと、明治三十三年までは、十六萬九千六百四十四人が阿片吸食の鑑札を受けたが、明治四十二年には、五萬五千八百九十九人を減するやうになつた。尤も新たに吸食を初めた者も多少はあり、又追加して鑑札を渡した者もあつたけれども、明治四十三年の統計に據ると更に三%になつた。即ち丁度半減したのである。

要するに、毎年八百九十九人位づゝ阿片吸食者が減つて行くこと云ふやうな割合になつてゐる。此の方法は、米國政府が比律賓を領有して、同じく

阿片問題の解決に苦んだ時、人を臺灣總督府に派して研究せしめた結果、比律賓に於ても同一制度を採用し、其の他東洋各地の植民地に於ても模倣せられてゐるのである。

第六、警察機關、司法機關の組織は特殊法を必要とし、殖産の獎勵、交通機關の改善に就きては亦特殊的方法を講ずるを必要とす。

(イ) 警察機關

植民地に於ける警察制度の研究は重要なものである。十九世紀以後警察機關の活動範圍は甚だしく狹隘となつたが、同時に深くなつた。然し往昔に遡れば警察即行政であつたのである。植民地に於ける警察組織は寧ろ此

の昔時の警察制度を模するを以て可とするのである。何となれば植民地創業の始めに於ては凡百の施設相次で興り、然も常に直接人民に接觸するものは警察官であつて、税務、衛生等のことにまで當らしむるを以て便するからである。

兒玉伯が、臺灣總督として臺灣に入るや、總督は、臺灣の行政組織の上に大改革を斷行した。而して此の改革の要旨は、統治上に於ける文武官の権能の改革であつた。即ち當時臺灣の政務機關は總督府の下に民政局、陸軍局、海軍局の三局鼎立して、軍備上のことは之を陸軍局及海軍局に委したが、其の他の政府は舉げて民政局に委ねられたのであつた。然るに事實に於ては、政務の権能全く軍人の手に收められ文官の勢力甚だ振はなかつ

たためである。總督は之を不可として行政組織の改革を斷行したのである。此のことに就いては前章既に詳説したが此の結果として警察機關の完備、活動を促し、臺灣に於ける警察機關は臺灣統治上に大なる功績を留むるに至つたのである。

臺灣に於ける我警察機關の沿革を尋ねれば、領臺後明治二十八年七月、内地に於て警部七十名、巡查七百名を募集し、同年十月其一部を澎湖島に配置し、他は之を北部の民政支部に配置し、南進軍の前進と共に漸次南部地方に進ませた。然も當時の施政は軍政であつたから、彼等も亦總督府雇員の資格であつた。明治二十九年四月一日軍政を撤するや、縣に警察部、廳に警察課を置き其の人員も大に増加した。但しその組織は東京に於ける警

察制度を模したものに過ぎなかつたのである。同三十一年に土匪討伐の必要上、彼の三段警備の制度を造つた。三段警備とは山地に於ける土匪討伐には軍隊之に任じ、村落の警備は警察官と憲兵と協力して警備の任に當るのである。此の三段警備の制に就いては可否の論もあつて、同年六月警察制度を改革して警察は之を新設の辨務署中の一課となし、同時に三段警備の制を撤し、本島人を選抜採用し、同三十四年警部補の設置と同時に判任官待遇として彼等のため權威伸暢の法を講じた。同年十一月地方官制の改正に依り、縣及び辨務省を全廢し、全島に二十廳を置き、警察事務は其の警務課に於て處理せしむることにした。同四十二年十月官制を改革し廳を廢合して十二廳とし、總督府に警視總長、蕃務總長をおいて、普通警察事

務と蕃務を區別したが、大正四年七月二十二日に至り蕃務本署は再び廢した。是現在の制度である。大正二年六月十日には、理蕃事業進捗の結果、隘勇線内及び隘勇線を設置せぬ蕃地の事務は普通警察事務に移された。

臺灣に於ける警察制度を論ずるに當り、看過すべからざるものがある。保甲制度即ちそれである。蓋し保甲は支那の舊制であつて、自治保安警察とも言ふべきものである。支那に於ては、王安石以下歴代の政治家之を採用し、然も何人も成功を收めなかつたものである。兒玉總督就任後直ちに之に着眼し、軍隊と警察以外に、一つの自治保安の法を立てたのであつた。然るに運用宜しきを得たるため、著しき効果を奏し、就中土匪討伐には、與つて大功ありしものである。

保甲の組織は、大凡十戸を以て一甲をなし、十甲を以て一保をなすのであつて、組合内の犯罪及び非行に關しては、人民連帶責任を負ふの制である。保に保正、甲に甲長を置き、其の區域内の安寧保持の責任を負はしめる、而してこれは名譽職である。

此の外保甲には、壯丁團なるものがあつて、風水火災の警備防禦の任に當つてゐる。壯丁團の組織は、一保或は數保を以て一壯丁團を編成するのであつて、其の名の示す如く、十七歳以上五十歳以下の身體強壯にして品行方正なるものを以て編成されるのである。壯丁團は保甲と相俟つて自治保安の上に多大の功ありしものである。斯くの如くして一般人民に、自治の何ものたるかを知らしめ、同時に統治上好成績を挙げ得たのは、明らか

に成功であるを信ずる。

(ロ) 司法機關

臺灣に於ける法律制度は、今尙研究中に屬し民法、商法、刑事訴訟法及び其の附屬法に就きては、本國人民の服従しつゝある法律は同じく本島にも施行され、勅令に依りて効力を生ずるのである。但し民事に關する事項は、本國人及外國人に對しては民法、商法及び其の附屬法を適用するも本島人及び支那國人に對しては舊慣に據るのである。又刑法及び刑事訴訟法は、本島人及び支那國人にも之を適用し、土地に關する權利に就いては内地人及び外國人も亦、舊慣に依るのである。本島人も亦、日本國民なるに拘らず、法律制度の上に斯く特殊なる待遇を受くる理由は、言ふまでも

なく本島人が内地人と同じの風俗、習慣を異にするのみならず、其の文明の程度遙に内地人に及ばず、到底同一法律を以て之に臨むを得ぬからである。故に總督府は臺灣舊慣調査會なるものを設け、岡松博士を主査として、臺灣の歴史、風俗、習慣に基礎を置く所の法典の作成に従事しつつある。今本國法律を適用しつつあるは、此の特殊法典が完成するまでの應急手段たるに過ぎぬのである。

司法機關に就いて述ぶるに、臺灣に於ける我裁判制度の濫觴は、領臺當時軍政の下に臺灣總督府假條例を設け、府内に法院を設け、各地方には其の支部を置いたに在る。明治二十九年に至り、軍政を撤するや、法院條令なるものを制定し通常法院を設けた。即ち地方法院、覆審法院及び高等法

院より成る三級審制度であつた。然るに同三十一年には高等法院を廢して二級審とした。此等の改革も皆、本島の民情に適當せしめるのを目的としたことは言ふまでもない。

臺灣に於ては犯罪即決制度は、明治三十七年以來實施された。即ち懲役三ヶ月以下、罰金百圓以下の輕微事件は警察官署即決に任せ、以て治罪の敏速を期するのである。又罰金及び笞刑處分例の制度は特異なものであつて、殊に後者は蠻風であること、一部論者の批難する所となつたものである。然しながら政治は時代と場所との參酌が秘訣である。勿論本島人及び支那人の爲めに制定されたものであるが、彼等の生活狀態及び文明の程度は、一般内外人と甚だしき相違あるが故に、短期の禁錮の如きは彼等の

取りて必ずしも苦痛ならず、従つて多年の習慣であつた答刑の方が効果があるのである。又罰金の如きも拜金的思想に富む彼等には、最も適當なる刑罰であつて、此等は主刑三ヶ月以下の懲役若くは百圓以下の罰金に處すべきものに適用されるのである。

然らば、此等制度實施の成績如何と言ふに、實施前一ヶ年間の統計は、毎一日在監者數平均三千八百五十二人であつたが、實施後五ヶ月の平均は毎一日の在監者三千四百十人を示し、實に治罪の効果を擧げたのみならず監獄費節約の上大なる利益であるこゝを證明した。

(ハ) 殖産

國民經濟の基礎は、一國の産業の上に立つべきものであつて、其の經濟

政策の目的とする所も亦、經濟的生産を促進するに在るは言ふまでもない。此の理は植民地に於ても同一である。而して植民地に於ける經濟狀態は國民經濟と密接の關係あり、此の意味に於て植民地政策上、母子國間の經濟的關係の研究は重要視すべきものである。

抑も植民地の必要は、其處に本國の過剩人口を移住せしめ、或は剩餘資金を放下せんとするに在るは言ふまでもない。而して過剩人口の爲めに植民地を求むならば、宜しく移住に適する温帶地方に於てすべく、剩餘資金を放下する爲めには、正に熱帶又は亞熱帶地方の天然の富源に滿ち、且つ相當勞力ある地方に於てすべきは植民政策の通則である。而して我臺灣は實に後者に屬すべきものである。臺灣の財政を獨立せしめ、進んで臺灣を

して帝國の一大寶庫たらしむるには、大に殖産の道を講ずるに在りし、官民をして最も此の點に努力せしめた。

然るに、果せるかな殖産の勃興と共に國庫收入著しく増加し來り、年を経るに従ひ益々然らんとする勢を示してゐる。即ち大正二年度國庫收入五千四百二十一萬七千九百二十三圓中阿片、樟腦、煙草、食鹽等の專賣收入及び砂糖消費税は其の大部分を占めてゐる。臺灣が明治三十七年度を限りとして財政上の獨立をなし得たのも、要するに産業發達の結果國庫收入の増加を見た爲めに外ならぬのである。就中砂糖は最も尤なるものであつて茶と共に輸出品中の大宗である。領臺當時、吾輩は本島糖業の頗る有望なるを認めて、其の改良獎勵に努め、大に農業的及び工業的改良を施し、其

の機關として明治三十五年に臨時臺灣糖務局なるものを設置し、且つ糖業獎勵規則を發布した。此等の改良施設は大規模であつた爲め、當時世人は例の如く後藤の大風呂敷罵つたのである。然も當時僅かに三億萬斤に過ぎなかつたものが、現今に至つては三十億萬斤以上に達し、國民經濟上頗る大なる貢獻をなしつつあるのである。

茲に專賣事業に就いて一言し度い。專賣事業の可否は、經濟上重大な問題であるが、此の可否は時代と場所とに依る事である。一例として鹽專賣の事を述べるに、昔那時代には官鹽と云つて專賣であつた、所が樺山總督が行かれて、鹽は百味の備と云ふて、最も生活に必要なものであるから、之を官營にするに云ふ事は仁政と云ふを得ない、由つて之を廢すに云ふの

で、支那従來の官鹽制度を廢して、新たに仁政が布かれた。

事茲に至つて、マンチエスター派經濟學者の机上論を以てすれば、之より鹽業盛に起るべし云ふ事になるのであるが、事實は之が爲めに土匪蜂起し、鹽業衰微云ふ有様になつて住民は非常に苦しんだのである。是を以ても文明の虐政が植民地に最も著しく行はれる事が窺ひ知らるゝのである。

一體臺灣に於ては、天日製の鹽を用ふるので、海岸の住民の多くは、之を官鹽取扱所に持つて行つて金と交換する。五升、一斗を持つて行つては金にして歸る。之が臺灣海岸の製鹽業者の生活法であつた。然るに鹽は百味の備だ云つて、仁政を行つた結果は如何であつたか、自由販賣になつ

かてらは、鹽を民營問屋に持つて行つても、要らぬ云つて買はない。乙の問屋に行く、矢張り買はない。丙も斷る云ふ風で、遂に五十錢の價値のものを十五錢か二十錢に賣るより仕方がなくなつた。

斯る状態で、官鹽時代よりも鹽の價格が著しく廉價になつたが、海岸から一里二里入つた所では法外に高い。山の手に入れば入る程高い。如何に考へても、これでは仁政は云へない。加之暴風雨等の爲に、鹽田の堤防が切れた場合には、従來は官鹽取扱所から、相當な補助をして、修繕をしたが、自由販賣になつてからは、問屋に行つて話しても薩張り取り合はない、稀に費用を貸して呉れても、非常に高い利子を取られるからやり切れない、そこで鹽田は漸時荒廢に歸して、その土地は土匪の巢窟になつて仕

舞つた。一方鹽は支那から逆輸入をするやうになつた。さて斯くなつて見るに、自由販賣云ふ仁政は少しも仁政ではなく、從來の專賣の方が遙かに人民の幸福であつたのである。そこで種々の議論も生じたが、要するに時代と場所とに適當しない自由販賣は官鹽の制度に劣る云ふ事が證明された。

唯官營にして、十數萬圓を政府が利益する云ふ事は、甚だ詰らぬ事であるに考へる人もあらうが、其の專賣云ふに至つた眞因は何であるか云ふに、鹽其のものを專賣して、直ちに其の利益を收めやう云ふのが主眼ではない。臺灣云ふ土地は餘程農業に適した所であるが、土地が狭い、何時までも農業本位では十分な發達が出来ない。のみならず、砂糖が

出て来るに同時に、純粹農業に止まらずして漸次工業が發達して来る。此の工業を發達させるには、アルカリ事業が必要である。故に此の鹽から、電氣分析法に依つて曹達、酒粉等を最も廉價に造る事を得るから、一大工業を起す事が出来る云ふので、此の事業を始めたのである。又其の爲め人を外國に派遣し、電氣分析法をも研究中である。即ちまだ研究中にある事で、成功しないのであるから、大言壯語する事は出来ぬが、然し其の目的とする所は十萬圓、二十萬圓の目前の小利を得んとするにあらずして、化學工業發達の基礎を造らんとするのである。將來植民地の事業を計劃するには、斯る事柄に對して十分なる注意を拂はねばならぬ。

(二) 交通機關

遠くは東印度航路の發見近くは蘇士運河の開通、さては最近に於ける巴奈馬運河の竣工等に依る、地理的變化が人類の文明及び經濟生活に及ぼした影響は、少時措くも、蒸汽力を利用する汽車、汽船及び電信電話等の機械的發明、更にそれに隨伴して發達した郵便制度等が人類に及ぼした影響の大なることは勿論、現代文明の普及と國際經濟の發達はその結果に外ならずと言ふも敢て過言ではあるまい。

斯く交通機關の發達は、國民生活上重要な意義を有するが、殊に其の經濟生活に於て然りである。植民地に於ける交通政策の研究是に於てか起る。

植民地に於ける交通機關發達の必要なる所以は、主として原料品の輸出に在る。沃野千里、天然の富源如何に無盡藏なりとも、之を製造地若くは消費地まで運搬するの便なくんば、何等の用をなさぬであらう。のみならず交通機關の發達は該地方の生産力及び消費力を増加せしめ、従つて關稅の増收を來す利益がある。更に植民地の生産力及び消費力の増加は土人の納稅力をも増加せしめる結果を生じ、行政上に利益する所が尠くない。之各植民國が植民地開發の第一着手として鐵道を敷設し、同時に航海政策を講ずる理由である。

領臺當時に於ける既設鐵道は、基隆、新竹間六十二哩餘の鐵道であつた。此の鐵道は支那政府が、時の臺灣巡撫劉銘傳をして、明治二十年以來六箇

年を費して敷設せしめたものである。我政府は領臺後直ちに縦貫鐵道を敷設するに決し、線路調査及び設計豫算編製を了つた時、私設鐵道敷設の議あり、臺灣鐵道會社なるものが成立せんとしたが、經濟界不振の爲め中止した。止むを得ず政府は愈初志を實行することとし、第十三議會に建設豫算二千八百萬圓の協賛を求め、十年繼續事業として南北兩端より起工した。而して明治四十一年四月に至り、基隆より九曲堂に至る、延長二百四十二哩餘の縦貫鐵道及び延長十三哩の淡水線は竣工し、九曲堂より阿緞に五哩餘は明治四十四年以後三箇年繼續事業として、經費二百三十萬圓を以て起工、大正二年十一月に至つて開通した。即ち全延長二百七十五哩である。此の外阿里山作業所（大正四年七月二十二日阿里山作業所を廢し、營林局

を設く）所管に屬する阿里山鐵道延長四十六哩あり、其中嘉義、竹頭崎間の八哩八分のみ營業線であつて、他は森林鐵道である。

尙、今後敷設の必要あるは宜蘭線である。之に次いで臺東鐵道の延長、花蘇線、阿緞線、潮州間の延長、及び阿卑線であらう。其の他璞石閣、卑南間及び花蓮港、蘇澳間等の開通を見る時は全臺の陸上交通機關は茲に完成されるのである。之を二十年前、徒歩か、然らざれば輻に乗るの外なかりし時代に比すれば正に一大革命なりと言はねばならぬ。

海上交通機關の設備は鐵道よりも迅速に行はれ、目下臺灣總府命令航路として基隆神戸線、打狗横濱線、淡水香港線、打狗天津線、臺灣沿岸線、福州香港線の六線があつて、船舶十七隻を使用しつゝある。

尙、天然の良港、本島に於て、海上交通機關の設備と共に必要なるは、港灣の修築であつて、基隆港及び打狗港の修築を行ひ、今や多大の便利を得つゝある。

此の外郵便、電信、電話等の設備益々整頓され、本島人も亦文明の恩澤に浴するに於て遺憾なきに至つた。

第七、土匪鎮定、生蕃討伐を行ふべし。但し土匪は最も迅速に鎮定する必要あり、生蕃討伐は永久的計畫を以てすべし。

植民地に於ける對土人政策は、植民政策上最も重要なる意義を有するものである。彼の植民國が嘗自國の利益のみを主眼として、之が爲めには植民地土人の權利及び利益は全然犠牲にして顧みざるが如きは誤れるの甚し

きものであつて、實際に於ても此等の政策は悉く失敗に終り、植民政策の舊式なるものゝされてゐる。之に反して植民政策上にも正義を重じ、凡ての施設を人道の上に確立し、土人の爲め文明の普及と生活の安全を保證せんとするは現在の定論であつて、同時に實際にも成功を收めつゝある。況や植民地の土人は、植民地の富源の生産者であり、同時に本國生産物の消費者たるべきものであり、殊に熱帶地方又は亞熱帶地方に於ては、凡ての勞力は之を土人の供給に俟たねばならず、温帶人は到底彼等に代り得ざるの事情あるをや。

されば、我領臺當時に於いて、土人政策は、我政府の最も苦心した所であり、殊に其の土匪鎮定及び理蕃事業は最も苦心した所である。

土匪は一つの匪賊であるが、嘗て土匪の頭目朱一貫なるものは、自ら政府を組織し人民から租税を徴したこころさへあつた。故に人民は彼等を目して單なる強盜の類であるとは思つてゐないのである。寧ろ多少の同情さへ有してゐるので、土匪鎮定は一方ならぬ苦心を要し、爲めに多大の犠牲を拂はねばならなかつた。我領臺後、土匪の蜂起したのは、我軍が臺南を陥れ、劉永福を追ひて、全島は今や我軍政の下に安寧であるべく思はれた時で、土匪なるものは實に豫期せざる強敵となり、爾來永く我統治の禍根となつたのである。彼等は良民を混じて村落、都市に住居し、時ありて匪賊の行爲に出づるのであつて、我軍隊も警察官も何れが良民何れが土匪なるやの判断に苦んだのである。然も一方には生蕃の出沒して、同じく加害を

逞うするあり、殆ど策の出づる所を知らなかつたのである。されば故乃木大將の總督たりし時には、彼の三段警備の制を定めて、土匪の鎮定に従事したのであつたが、著しき効果なく軍隊も警察官も奮徒らに奔命に疲れるのみであつた。斯くて兒玉總督の時に至つた。兒玉總督は三段警備の制を廢し、土匪の鎮定を生蕃討伐とは之を別個の問題とし、都市村落の安寧を計るを急務なりとし、其の結果先づ全力を擧げて土匪の鎮定に従事する事になつた。彼の保甲制度は此の時に制定されたので、此の爲め人民は自治保安の必要を感じ、昔日の如く猥りに土匪に與して、其の跳梁に任す如きこころなく、我警察官を助力した功多大である。同時に警察官は軍隊と共に共力して各地の土匪を討伐し三十六年に至つて全部の平定を見た。此の間我輩

も親ら各地に出張して、彼等の招降に努めたのである。

土匪既に鎮定す。次に來るは理蕃事業である。領臺當時に於ける理蕃の方法は、専ら之を馴服せしむるを目的とした。總督府は明治二十八年八月二十六日を以て、實に左の如き訓示を發した。

作戰の進捗に従ひて、賊徒日に窘蹙し、全島の鎮定は當に日を期して待つべし。雖、戰鬪區域の擴張も、守備の完成もに伴ひて、我斥候若くは哨兵も生蕃との間に衝突なきを保せず。抑生蕃の性たる極めて蒙昧愚魯なり。雖、亦固有の風を存せり。其の一たび彼が心に惡感情を懷かしめんか、後日之を挽回するの途なからん。即ち彼の二百年來支那を仇敵として、敢て反抗せるは、好例證も云ふべし。蓋し本島を拓殖せんも欲

せば、必ず先づ生蕃を馴服せしめざるべからず。而して今や實に其の時期に際會せり。若し生蕃をして本邦人を視るも猶支那人の如くならしめんか、本島拓殖の業は大なる障碍を被らん。必せり。故に本總督は専ら綏撫を主とし、以て其の効果を他日に收めんも欲す。各官に於ても亦須らく此の意を體し、各其の部下を訓戒して、生蕃接遇の途を誤るもなかるべし。

も、以て其の方針如何を知るもこが出来るのである。

然らば、政府は理蕃の爲め如何なる機關を設置したか。云ふも、領臺當時は、民政局殖産部に於て之を管掌したのである。明治二十九年に至り、全島に十一箇の撫墾署なるものを設置したが、兒玉伯赴任後、同三十一年

六月を以て地方官官制を改正した結果、撫墾署は之を廢して辨務署第三課に移管し、越へて同三十四年には蕃務の一部を警察本署に移し、同三十六年には凡てを警察本署に移管し、更に四十二年十月には蕃務本署なるものを新設して蕃務を主管させたが、大正二年六月十三日以後、隘勇線内及び隘勇線の設置なき蕃地事務は舉げて普通警察事務に移したが、大正四年七月二十二日、蕃務本署は之を廢するに至つたことは前述の如くである。

斯くの如き主義と組織を以て漸次理蕃事業を進捗したが、容易に平定を見ず、明治四十二年に至り現當局者は理蕃政策を一變し急進的強壓的手段を執るに決した。即ち議會に同四十三年より五ヶ年繼續事業として理蕃費千五百四十萬圓の協賛を求め、四十三年先づガオガン族の討伐に着手し、

爲めに九十三萬圓を費し、大正三年にはタルコ族を討伐して、八十萬圓其の他時期不明の經費八十四萬圓、合計千七百九十七萬圓を費した。此の間警察官を以てする大討伐十二回、中三回は軍隊も之に参加した。然も我輩を以て見れば、斯くの如きは愚策である。宜しく先づ平地を平けて警察權を嚴重にすれば、蕃人は銃器彈藥の欠乏に困み自然的に歸順するに違ひない。更に理蕃事業を迅速に完成せんならば、横斷若くは環狀鐵道を敷設して、其の沿線の理蕃事業を行ふが最も賢明なる方法である。先づ理蕃に着手し其の成功を俟つて後に、鐵道を敷設せんとする如き首尾顛倒である。斯くの如くすれば移民の如きも鐵道の開通と共に容易に行はれるのである。

第八、民族的若しくは種族的自覺に對し、適當なる處理をなすを必要とす。

植民地に於ける民族的若しくは種族的自覺に對する政策は、各植民國の重視し來れる問題である。臺灣は一小孤島と雖も、雑多の支那人種を包含し且つ生蕃さへも存在してゐる。故に之を本國と別種族なりと見るべきのみならず、以上の諸種族間にも生存競争の行はれつゝあるを認めねばならぬ。是を以て之を觀れば、臺灣に於ける對土人政策、殊に其の自覺的傾向に對する處理は、豫め研究して置く必要があるのである。例へば臺灣其の他植民地の人民が幾人か母國に來て學校に入ることを、彼等は何十萬中の僅かに五人か十人の傑出した人物である。彼等は母國の人民は自分等よりも優

秀なものであることを考へて居つたが、學校の成績を見るに左程母國の學生に劣つて居らぬ。斯る際に彼等は如何なる民族的自覺を起すか云ふに、自分分は母國の多くの人民よりか優秀であるに盲信する、此機に乗じて彼等を煽動するものがあるに遂に人種的區別を設けて政治する事の不公平なりとの不平を起す様な事があるが、斯る際には優秀なるものは極めて少數なる事、而して政治は少數者を對照してなす可らざるものである。政治の要諦は飽まで最大多數の最大幸福に在るのである。宜しく多數者を對照して立法しなければならぬ。所謂超個人主義が必要である事を觀念せしめなくてはならぬ。超個人主義とは個人を對照して政治を行ふことは不可とするのである。即ち個人よりも社會を對照して、政治の施設をしなけ

ればならぬ。社會には個人を離れた處の、個人を超越した一種の力があつて、社會を支配するものである。進んでは國家を支配するのである。即ち進歩した少數の者を標準として、其の社會を判斷し、政治を行ふの不可能なる事を觀念せしめなくてはならぬ。

四 結 論

臺灣統治の大要は上來述ぶる所の如し。其の間多少の消長、卷舒ありしと雖も、人皆稱して成功なりと稱し、我輩自らも亦其一部に於て爾か信ず處なきにあらず、然れども第三の世代を経るにあらざれば未だ全く成功といふ事は出来ぬ。

然も、翻つて臺灣領有當時に於ける我國の世界的地位と、今日のそれとを比較する時、吾人は一方に於て國運の隆昌を喜ぶと同時に、一方に於て世界の一大勢力としての我國の負擔の大なるを自覺せねばならぬ。

我國は臺灣を領有して後、間もなく支那をして福建者の不割讓を約せしめた。これ日本が臺灣を領有する結果として、對岸の福建省が他列強の手に歸し、其處に大なる軍事的勢力の扶植せらるゝが如きことあらば、臺灣の安危、否、此の爲め臺灣の軍事的價値を滅殺されて、支那海に於ける日本の勢力が消滅するに至るを恐れたからである。一小臺灣の有無の、帝國の國勢に影響すること斯くの如くである。然るに日本は日清戦役後十年にして復一戦を賭し遂に朝鮮を併合し滿蒙に特殊權利を伸張し茲に初めて大

陸に關係を有するに至つたのである。

嘗て故小村侯は議會に於て滿韓集中論を發表して人心を鼓舞したが、政府の施設其の宜しきを得ず、且國民自らも民族發展の自覺少かりしが故に遂に空論に終つた。今回日支交渉の結果、我國は南滿洲に於て土地の賃借又は購買をなし得るのみならず、自由に居住往來し、各種の商工業及其他の業務に従事するを得、又東部蒙古に於ても日支兩國國民合辦に依り、農業及附隨工業の經營をなし得るに至つたのである。外交の點に就て遺憾な點は多々あるが、既往は追ふも詮なし、只新に獲得したる利權は無きに勝る事勿論である、然れども之を單に紙上の利權たるに止めてはならぬ、百萬石の空證文は何の價值もない、國民は須らく之を活用して、滿蒙の地に植

民的大發展を試み、彼我兩國將來の福利を増進し、以て大亞細亞主義即ち

『亞細亞は亞細亞人の亞細亞なり』とて理想を實現せしめなくてはならない。

大亞細亞主義の成否は我國運の隆替に至大の關係を有するのみならず、

全亞細亞の隆替にも亦至大の關係を有するものである。

云ふ迄もなく支那は日本の第一防禦線であつて、且各種の點に於て密接の關係を有するものであるから、支那の治亂は決して之を他國の治亂として雲煙過眼する事は出来ない。

支那も亦我國とは古來梯航萬里、彼此の往來は常に絶へず、従つて我文物制度の範を彼に取るもの多く、其爲風俗習慣にも幾多の共通性を保有して居るから、我を師友と頼み、親善の好誼を修め、相提携して大亞細亞主

義の實現に助力しなくてはならぬ。憶ふに世界大戰終了後に於ける極東の天地は益々多事であらう、強雨か、暴風か、晴朗一點の雲なき平和の空を見る事は恐らく不可能であらう、於是か我國の植民事業の成敗は我一國のみならず、實に全亞細亞の死活に關する重大問題なり云ふも敢て過言ではない。顧みれば、我輩が臺灣及び滿洲に於て拓植事業に従事すること十有幾年、不省も亦、些か國家の進運に蹇々匪躬の節をなしたつもりである。殊に臺灣が日本最初の植民地であつて、我輩が任に其の地に赴き、然も列國の植民を比較して優秀の治績を擧げ得て、日本植民政策の爲め先蹤を造り得たのは、明治聖代の餘光にして抑亦故兒玉總督の指導の然らしむる處にして大和民族の光榮とし、我輩の最も喜悅する所である。若し夫

れ、滿蒙の拓植に至りては、又卑見なきにあらず、他日の好機會に於て其の發表を期せんとする。

遮莫、今、我輩が今日臺灣統治の成功を説かば、或は驕慢自ら銜ふものご評されるかも知れぬ。されど惟へ、我輩不省も、何ぞ夫れ一小臺灣の成功を以て、自ら得々たるものならむや。然も之を喋々する所以のものは、事實を赤裸々に開陳し、以て日本國民をして其の植民的能力あることを自覺せしめ、同時に粉骨碎身以て臺灣の統治に力を致したる幾多同僚に對しても、感謝の意を表せんとするからである。『一將功成りて萬骨枯る』今、我輩が彼等の功業を説くは、自己が盡すべき當然の義務である。只徒らに謙遜卑下して道學者の愚を學ぶが如きは男子の本領に非ずと信するが

故に敢て之を發表する所以である。以て植民に志ある士の参考に資するを得ば本懐の至である。

(完)

大正四年九月十五日發行

定價金拾錢
郵税金貳錢

編纂者 堤 康次郎

發行者 東京府豊多摩郡澁谷町下澁谷一二七八番地 藤間 信雄

印刷者 東京市日本橋區兜町二番地 神谷 岩次郎

印刷所 東京市日本橋區兜町二番地 東京印刷株式會社



發行所 東京府下下澁谷 一二七八(エビス驛下) 公民同盟出版部

大賣捌 北隆館、東京堂、東海堂、外全國各書店
至誠堂、大明堂、上田屋

振替口座東京九六三〇番 電話三三三七〇番

公 民 同 盟 叢 書

一第	二第	三第	四第	五第	六第	七第
伯爵 大隈重信述 最近外交論	伯爵 大隈重信述 帝國々防論	伯爵 大隈重信述 帝國財政論	前貴族院議員 村田保述 政治道德論	早稻田大學教授 永井柳太郎述 對支外交論	伯爵 大隈重信述 日支民族性論 <small>編前</small>	伯爵 大隈重信述 日支民族性論 <small>編後</small>

定價 金拾貳錢 郵稅 各錢貳部
 東京 下谷 八七二一 下驛 スビエ 部 出版 盟 同 民 公

35
254

終

